平成２１年（フ）第４１５号
愛知県刈谷市広小路３丁目12番地　クレセントマンションＫ801号
債務者　奥山シオマラこと　オクヤマ　シオマラ　シントラ　フェリプシ
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
三重県志摩市志摩町和具3314番地７
債務者　舟戸　隆志
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
三重県志摩市志摩町和具3314番地７
債務者　舟戸伊久子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
岡山県井原市青野町2604番地
債務者　山室　律子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
岡山県都窪郡早島町早島1580番地８
債務者　村上　　学
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
熊本市新大江１丁目３番16号　県営住宅３の６
債務者　木村幸一郎
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１４９号
群馬県太田市大原町1533番地１　大原市営住宅５号
債務者　小辻　康代
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１５１号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷388番地の４古氷町営住宅団地１号
債務者　西村　久子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第６９４号
埼玉県川口市江戸３丁目８番５号　シティーエドＡ―101、住民票上の住所埼玉県川口市江戸３丁目８番５号　シティーエドＡ１
債務者　吉成　勝利
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７１１号
埼玉県川口市上青木４丁目１番25―６号
債務者　本橋　典子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７２９号
埼玉県川口市芝富士１丁目26番16号、旧住所埼玉県川口市芝富士１丁目14番17号
債務者　渡辺　人真
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７６３号
さいたま市大宮区天沼町２丁目684番地　小峯マンション202号
債務者　渕上　　宏
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７６４号
さいたま市大宮区天沼町２丁目684番地　小峯マンション202号
債務者　渕上　靖子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１３号
埼玉県川口市並木２―33―10　セルリアンハイツ701、住民票上の住所埼玉県蕨市中央５丁目17番５号
債務者　高橋　真也
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
神奈川県小田原市板橋948番地の３　オレンジコーポＢ201
債務者　増田　祐子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第１８７７号
埼玉県幸手市栄４番21―401号
債務者　小池　一博
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
埼玉県北本市東間４丁目165番地、旧住所埼玉県北本市北本４丁目１番地１　フローラ北本201
債務者　瀧江　信貴
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
さいたま市岩槻区本丸２丁目４番11号
債務者　大森　久絵（旧姓衣川）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係